

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月二十三日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

奈良県教育委員会規則第一号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則（令和三年三月奈良県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項の規定により申告する奈良県立高等学校等に勤務する職員及び奈良県県費負担教職員の勤務時間の割振り等に関する規則

第一条中「及び第四項」を削る。

第二条第二項中「条例第四条第四項の規定により申告しようとする職員」を「前項に規定する職員のうち、育児介護等職員（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）第一条の六第一項第二号に規定する育児介護等職員をいう。第四項において同じ。）であって、当該職員として申告しようとするもの」に改め、同条第四項中「条例第四条第四項」を「育児介護等職員として申告して条例第四条第三項」に、「であって、同項各号に掲げる職員に該当しなくなったもの」を「は、育児介護等職員に該当しないこととなった場合」に改める。

第三条第一項中「午前九時三十分から午後三時十五分まで（次条に規定する休憩時間を除く。）」を「午前十時三十分から午後二時十五分まで」に改め、同条第二項を削る。

第四条を削る。

第五条中「及び第四項」を削り、同条を第四条とする。

第一号様式を次のように改める。

申告簿兼割振り簿

(所属)	(職氏名)	(本人確認)
------	-------	--------

申告年月日	年	月	日
割振年月日	年	月	日
決裁年月日	年	月	日
決 裁 欄			

育児介護等職員 (単位期間 週間)

年月日	申告				割振り				備考	割振り後の変更の申告				割振り後の変更の割振り				備考			
	始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数	始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数		始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数	申告年月日	本人確認	始業の時刻	休憩の時刻		終業の時刻	勤務時間数	割振年月日
第一週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					
第二週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					
第三週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					
第四週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					

育児介護等職員として申告する場合は、単位期間を記入。
 休日又は勤務時間を割り振らない日とする旨の勤務時間数欄には、「00時間00分」と記入し、その旨を備考欄に記す。

第二号様式及び第三号様式中「~~第4条第4項~~」を「~~第4条第3項~~」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。